

# 始良中央地区合併協議会 第 38 回会議



平成 17 年 8 月 4 日 (木) 午後 1 時 30 分

国分シビックセンター多目的ホール

## 第 38 回 始良中央地区合併協議会 会議次第

日時 平成 17 年 8 月 4 日 (木) 午後 1 時 30 分から  
場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 諸般の報告
4. 議 事

### ( 報告事項 )

- (1) 報告第 38 号 学校教育事業の取扱いについて (協定項目 25-20)
  - (2) 報告第 39 号- 社会教育事業の取扱いについて (協定項目 25-22)
  - (3) 報告第 40 号- 農林水産関係事業【農業】の取扱いについて (協定項目 25-16 - )
  - (4) 報告第 41 号- 建設関係事業【土木】の取扱いについて (協定項目 25-18)
  - (5) 報告第 41 号- 建設関係事業【都市整備】の取扱いについて (協定項目 25-18)
  - (6) 報告第 22 号- 3 霧島市市章検討小委員会の協議の経過及び結果について
5. 次回の協議事項

### ( 提案説明 )

- (1) 協議第 71 号 新市の市章について (協定項目 20)
6. その他
  - (1) 次回の会議日程等について
7. 閉 会

### < 次回の協議会の開催日程 >

第 39 回協議会は、8 月 17 日 (水) 午後 1 時 30 分から国分シビックセンター多目的ホールで開催する予定です。

諸般の報告(協議会の行事や事務局の動き)

第38回協議会

期 日	内 容	備 考
7月21日(木)	建築住宅分科会 9:30 国分市 <b>第37回協議会</b> 13:30 多目的ホール 企画専門部会 13:30 国分市	建水班 総消議班 企画班
7月22日(金)	教育専門部会 9:30 国分市 健康増進分科会 9:30 国分市 住民(住基戸籍)分科会 9:30 国分市 消防防災(交通)分科会 9:30 国分市 財政専門部会(税務) 13:30 国分市 農林水産専門部会 13:30 国分市	教育班 生保福班 生保福班 総消議班 財政班 産経班
7月25日(月)	建設専門部会 9:30 国分市 教育専門部会(社会教育) 9:30 国分市 保険年金(老保)分科会 13:30 霧島町 総務専門部会 13:30 国分市 学校教育(幼稚園)分科会 13:30 国分市 水道分科会 13:30 国分市 会計収入担当者会 13:30 国分市	建水班 教育班 生保福班 総消議班 教育班 建水班 財政班
7月26日(火)	税務:窓口・庶務担当者会 9:30 霧島町 第3回財政ワーキング 9:30 国分市 農政分科会 9:30 福山町 税務:固定資産税担当者会 13:30 国分市 過疎計画打合せ 13:30 国分市 第3回市章検討小委員会 13:30 国分市 保険年金(年金)分科会 13:30 溝辺町 消防防災(消防)分科会 13:30 国分市	財政班 財政班 産経班 財政班 プロジェクト班 総消議班 生保福班 総消議班
7月27日(水)	税務:国民健康保険税担当者会 9:30 国分市 生活環境(住基戸籍)専門部会 9:30 国分市 社会教育(社会体育)分科会 13:30 国分市 税務:介護保険料賦課徴収担当者会 13:30 国分市 建築住宅分科会 13:30 国分市	財政班 生保福班 教育班 財政班 建水班
7月28日(木)	文書法制選挙(選挙)分科会 9:30 国分市 社会福祉分科会 9:30 国分市 都市整備分科会 9:30 隼人町 <b>第6回合併準備会</b> 11:00 多目的ホール <b>第43回幹事会</b> 13:30 多目的ホール 税務:個人住民税担当係長会 13:30 国分市 第3回財政プロジェクト 15:40 国分市	総消議班 生保福班 建水班 総消議班 総消議班 財政班 財政班
7月29日(金)	議会専門部会 9:30 国分市 保険年金(国保)分科会 9:30 隼人町 社会教育分科会 13:30 国分市 税務:固定資産税担当係長会 13:30 国分市	総消議班 生保福班 教育班 財政班
8月1日(月)	水道分科会 13:30 国分市 保健福祉部会(健康増進) 13:30 農業委員会分科会 13:30 国分市 文書法制選挙(文書法制)分科会 13:30 国分市 学校教育(給食)分科会 13:30 隼人町	建水班 生保福班 産経班 総消議班 教育班

期 日	内 容	備 考
8月1日(月)	農林水産専門部会 14:00 国分市 生活環境専門部会(国保・老保) 15:00	産経班 生保福班
8月2日(火)	総務専門部会 10:00 国分市 社会教育分科会・文化協会長合同会議 13:00 溝辺町 会計支出担当者会 13:30 国分市	総消議班 教育班 財政班
8月3日(水)	商工会打合せ 9:30 隼人町 社会教育(社会体育)分科会 13:00 溝辺町 コミュニティ検討委員会 13:30 多目的ホール 保険年金(老保)分科会 13:30 隼人町 企画広報分科会 15:00 国分市	産経班 教育班 企画班 生保福班 企画班
8月4日(木)	住民(住基戸籍)分科会 9:30 国分市 <b>第38回協議会</b> 13:30 多目的ホール 税務：個人住民税担当係長会 13:30 国分市 広報・イベントプロジェクト 15:00 国分市	生保福班 総消議班 財政班 企画班

電算班・・・各業務グループごとに、関係の分科会・専門部会・関係者と連携を図り、システムの統合・構築に向けて随時会議等を開催している。

<今後の予定>

期 日	内 容	備 考
8月5日(金)	消防防災(交通)分科会 9:30 国分市 文書法制選挙(選挙)分科会 9:30 国分市 商工分科会 13:30 国分市	総消議班 総消議班 産経班
8月8日(月)	監査関係協議結果報告会議 9:30 国分市 水道分科会 13:30 国分市 学校教育(幼稚園)分科会 13:30 国分市 畜産分科会 13:30 横川町 林務分科会 13:30 国分市 総務専門部会 13:30 国分市	総消議班 建水班 教育班 産経班 産経班 総消議班
8月9日(火)	霧島市誕生記念夏休みバスツアー 8:30 税務：固定資産税担当者会 13:30 国分市	企画班 財政班
8月10日(水)	議会三役会議 9:30 国分市 コミュニティ検討委員会 13:30 多目的ホール 会計分科会 13:30 国分市	総消議班 企画班 財政班
8月11日(木)	都市整備分科会 9:30 隼人町 <b>第7回合併準備会</b> 10:00 多目的ホール <b>第44回幹事会</b> 13:30 多目的ホール 1市6町子ども会育成連絡協議会会長会議 14:00 国分市	建水班 総消議班 総消議班 教育班
8月16日(火)	会計収入担当者会 13:30 国分市	財政班
8月17日(水)	<b>第39回協議会</b> 13:30 多目的ホール	総消議班

報告第39号

社会教育事業の取扱いについて（協定項目25 - 22）

社会教育事業の取扱いについて、平成16年3月5日（協議第52号）協議決定された調整方針に基づき、別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年8月 4日 提出

始良中央地区合併協議会  
会長 鶴丸 明人

## 別紙

2.5 2.2 社会教育事業の取扱い		
協議項目	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1 人権同和教育	9 人権同和教育は、現行のとおり新市に引き継ぎ、具体的方策、事業内容等は合併までに調整する。	1 具体的方策及び事業内容 (1) 隼人町で行っている次の事業は、継続実施する。 同和教育啓発推進協議会 人権学習出前講座 地区公民館人権学習会 (2) 他市町は、本庁人権擁護推進係との連携のもとに各種啓発活動を行う。
2 社会教育委員	11 新市に社会教育委員をおく。人数、選出方法は合併までに調整する。	1 人数は15人以内とする。(現在の各市町から最低1人ずつは選出する。) 2 選出方法 各市町枠 7人(社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者) 公民館長連絡協議会代表 1人 市PTA連絡協議会代表 1人 女性団体代表 1人 学校代表(小、中、高等学校1人ずつ) 3人 学識経験者 2人 3 任期 2年
3 公民館運営審議会委員	12 新市に各拠点公民館(現在の各市町ごとの中央公民館)ごとに公民館運営審議会をおく。それぞれの人数、選出方法は合併までに調整する。	1 人数は各拠点公民館(現在の各市町ごとの中央公民館)ごとに10人以内とする。(全体で70人以内) 2 選出方法 拠点公民館ごとに各種団体代表者を選出する。 3 任期 2年
4 文化財保護審議会委員	13 新市に文化財保護審議会をおく。人数、選出方法は合併までに調整する。	1 人数は15人以内とする。(現在の各市町から最低1人ずつは選出する。) 2 選出方法 当面の2年間については、有識者(文化財保護審議会委員経験者)を各市町から推薦する。 その後は、幅広い人材からの選出も検討する。 3 任期 2年

報告第38号

学校教育事業の取扱いについて（協定項目25 - 20）

学校教育事業の取扱いについて、平成16年3月25日（協議第51号）協議決定された調整方針に基づき、別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年8月 4日 提出

始良中央地区合併協議会  
会長 鶴丸 明人

## 別紙

## 25 20 学校教育事業の取扱い

協議項目	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1 遠距離通学費補助金	<p>3 遠距離通学補助は、原則として通学距離が小学生4キロ以上または中学生6キロ以上の児童、生徒の保護者を対象に次のとおりとする。</p> <p>(1) 公共交通機関利用者は、定期券代等実費を全額補助する。</p> <p>(2) 自転車利用者は、購入補助のみとする。</p> <p>(3) 徒歩通学者は、交通機関及びスクールバスの利用が困難な児童、生徒の保護者のみを対象とし、それぞれ補助金額等は合併までに調整する。</p>	<p>1 公共交通機関利用者 定期券代実費を補助(毎年)</p> <p>2 自転車利用者 自転車購入費の一部又は全額を、1回限り補助する。ただし、限度額を30,000円とする。</p> <p>3 徒歩通学者 小学生 年額 25,000円 中学生 年額 42,000円を定額補助(毎年)</p> <p>(1) 徒歩通学者の範囲 通学路に公共交通機関及びスクールバスがない者 通常の始業時刻にあった路線バス等がない者 自宅から駅又はバス停間が遠方、道路の高低差が著しいなど、常用の利用に適さない者 身体的又は知的障害により、公共交通機関の利用が困難な者</p> <p>4 制度の統一時期 平成18年度からとする。</p>
2 奨学資金	<p>5 奨学資金の貸与額、償還年数及び選考基準等は、合併までに調整する。</p>	<p>1 貸与額</p> <p>(1) 大学院 87,000円以内</p> <p>(2) 大学等 44,000円以内</p> <p>(3) 高等学校等 18,000円以内</p> <p>2 償還年数等</p> <p>(1) 償還の始期 卒業の翌月から起算して1年後</p> <p>(2) 償還年数 高等学校等 8年 大学等 10年 大学院(2カ年課程) 10年 大学院(3カ年課程) 15年</p> <p>(3) 償還方法 月賦、半年賦、年賦いずれかを選択</p> <p>3 選考基準</p> <p>(1) 学業、人物ともに優秀な者</p> <p>(2) 学費の支弁が困難な者</p> <p>4 制度の統一時期 平成18年度からとする。</p>
3 公立幼稚園保育料	<p>6 公立幼稚園保育料は、合併までに統一し、就園奨励費の減免金額及び区分は国の基準どおりとする。</p>	<p>1 保育料の額 年額 51,700円を11箇月で徴収(月額 4,700円)</p> <p>2 統一の時期 平成18年度からとする。</p>
4 私立幼稚園就園奨励費(単独)	<p>7 私立幼稚園就園奨励費の補助限度額及び区分は現行のとおりとし、単独事業分の補助限度額及び区分は、合併までに調整する。</p>	<p>1 補助限度額及び区分</p> <p>(1) 生活保護世帯及び市民税非課税世帯 31,000円(年額)</p> <p>(2) 市民税所得割非課税世帯 17,800円(年額)</p> <p>(3) 市民税所得割課税世帯 8,000円(年額)</p> <p>2 制度の統一時期 平成18年度からとする。</p>

農林水産関係事業【農業】の取扱いについて（協定項目25 - 16 - ）

農林水産関係事業【農業】の取扱いについて、平成16年3月11日（協議第39号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年8月4日提出

始良中央地区合併協議会  
会 長 鶴丸明人

項 目	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1 地域農政推進対策事業（農政審議会含む）	1 地域農政推進対策事業（農政審議会含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、合併までに調整する。	1 名称 霧島市農政推進対策協議会 2 組織 各市町から農業生産組織代表者等を各1人ずつ（1人×7市町=7人）及び関係機関代表として農業委員会、JAあいら、始良農業改良普及センター、NOSA I中部から1人ずつとその他の計15人以内とする。 3 審議内容 地域農業マスタープランに関する事、農業振興地域整備に関する事、農政の基本方針及び主要施策に関する事、農業経営改善計画の認定、農業後継者等育成就農支援事業に係る就農計画書の審査、地域水田農業ビジョンに関する事、その他農政に関する事。 4 任期 2年とする。
2 農業振興地域整備計画	2 農業振興地域整備計画書は、新市において策定する。なお、策定までは旧市町の例による。農業振興地域整備促進協議会の委員等については、合併までに調整する。	1 組織 農業振興地域整備促進協議会は、霧島市農政推進対策協議会を併用する。 2 開催 重要案件等については、3ヶ月に一度協議会を開催する。
3 農業制度（振興）資金利子補給事業等	7 農業制度（振興資金）資金利子補給事業等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、利子補給率については、合併までに調整する。金融運営協議会等については、合併までに調整する。	1 目的 農業者に対し融資する農業資金の利子補給に関し、必要な助成措置を講じ、もって農業経営の近代化を推進し、農家経済の安定向上に資する。 2 合併前の農業制度（振興資金）資金利子補給事業分については旧市町のとおりとする。また、新市での実行分についての利子補給率は基準金利の2%以上は1%以内、2%未満のときはその1/2以内とする。（小数点第2位以下は切り捨てる。） （金融運営協議会） 3 組織 あいら農業協同組合、始良農業改良普及センター、農業委員会事務局、霧島市農林水産部で組織する。 4 審査案件 農業制度資金借入案件 霧島市農業経営振興資金借入案件 農業近代化資金に係る利子補給助成案件 5 事務局 霧島市農林水産部に置く。
4 農業経営振興資金（単独）貸付事業	8 農業経営振興資金（単独）貸付事業は、福山町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容については、合併までに調整する。	1 目的 農家の経営規模拡大及び経営改善を図るため、必要な資金の貸付けを行う。 2 制度内容 利率 1% 据え置き期間 3年 償還期間 8年 2名の連帯保証人が必要 担保提供は求めない 60歳以下が対象 貸付け限度額 事業計画の80%以内として、最高300万円まで 3 対象 施設園芸等の経営の合理化、近代化施設設置及び改善資金、生産資材の購入、経営振興上特に必要な資金、災害復旧資金、農業後継者の経営改善及び規模拡大資金 その他市長が認める事業に必要な資金 4 審査 金融運営協議会 5 基金の原資 3,400万円 6 実施時期 平成18年度から実施する。

別紙

25 - 16 - 農林水産関係事業【農業】の取扱い		
項 目	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
5 畜産関係事業補助金 (各種団体・事業関係補助)	12 畜産関係事業補助金は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については合併までに調整する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種団体補助金については、平成18年度は新補助基準を定め計上する。</li> <li>2 各種事業補助(畜産関係事業補助) 横川町が実施している削蹄・除角・スタンション事業補助については、平成17年度までの経過措置とし、新市において速やかに制度を見直す。国分市及び隼人町で実施している乳用牛の優良精液補助、優良種豚導入補助についても同様とする。</li> </ol>
6 家畜導入及び保留補助事業	15 家畜導入及び保留補助事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については合併までに調整する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 目的 優良牛の郡・県外への流出を防ぎ、適正な保留・導入を推進し産地の銘柄確立を進める。</li> <li>2 郡子牛品評会で郡保留牛もしくは高育種価候補牛に選定された牛には20,000円を交付する。郡保留牛、高育種価候補牛を導入した場合、セリ価格500,000円を超えた分の1/2を補助する。ただし、150,000円を限度とする。</li> <li>3 地区畜産共進会に出品した牛を対象とし、補助金の交付をうけた牛は、5年以上飼育すること。</li> <li>4 実施時期 平成18年度から実施する。</li> </ol>
7 家畜排泄物処理施設等整備事業	16 家畜排泄物処理施設等整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容、補助金等については合併までに調整する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 目的 今後の新規就農、後継者就農、増頭に伴い堆肥舎及び畜舎改善等施設整備が必要であるため事業に取り組む。</li> <li>2 助成額 簡易堆肥舎整備について 条件：肉用牛・乳用牛・豚・鶏(ブロイラー)各畜種、頭数に応じた規模の整備をすること。標準事業費の1/3の価格、もしくは、事業実績額の1/3の価格のどちらか低い方で補助金を交付する。 標準単価15,000円/㎡の1/3の5,000円を交付する。 補助金の上限は、50万円とする。 パドック牛舎整備について 条件：1頭当り10㎡以上の施設で、補助金の単価は5,000円/㎡とする。 補助金の上限は、150万円とする との重複の補助は行わない。</li> <li>3 実施時期 平成18年度から実施する。</li> </ol>

建設関係事業【土木】の取扱いについて（協定項目 25-18）

建設関係事業【土木】の取扱いについて、平成 16 年 2 月 26 日(協議第 44 号)協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成 1 7 年 8 月 4 日提出

始良中央地区合併協議会  
会 長 鶴 丸 明 人

## 別紙

25-18 建設関係事業【土木】の取扱いについて			
協議項目		協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1	砂防等関連事業	2. 砂防等関連事業については、現行のとおり新市に引継ぐ。なお、分担金の負担割合については、合併までに調整する。	1. 分担金の徴収は行わない。また、土地については無償提供とするが、建物等については有償とする。
2	道路・河川占用等許可関連事務	4. 道路河川占用等許可関連事務については、現行のとおり新市に引継ぐ。なお、占用料及び占用に係る協定書については合併までに調整する。	1. 合併前に徴収している占用料は、経過措置として5年間の経過措置期間を設ける。ただし、電気事業者、ガス事業者及び第1種電気通信事業者については、前年度の占用料に1.1を乗じた額を徴収する。 2. 協定書（移転補償）については、鹿児島県に準じて行う。 3. 実施時期については、合併時とする。

参考資料

1．砂防等関連事業（県単急傾斜地崩壊対策事業における分担金徴収について）

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
徴収（総事業費の1/10以内）	未徴収	未徴収	未徴収
霧島町	隼人町	福山町	
未徴収	未徴収	未徴収	

2．道路・河川占用等許可関連事務（占用料徴収について）

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
徴収	未徴収	未徴収	徴収
霧島町	隼人町	福山町	
未徴収	徴収	未徴収	

建設関係事業【都市整備】の取扱いについて（協定項目 25 - 18）

建設関係事業【都市整備】の取扱いについて、平成 16 年 2 月 26 日（協議第 44 号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成 17 年 8 月 4 日提出

始良中央地区合併協議会  
会 長 鶴 丸 明 人

別 紙

25-18建設関係事業【都市整備】の取扱いについて		
協 議 項 目	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1 都市計画の決定・都市計画審議会	8 都市計画の決定・都市計画審議会については、 現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、都市計画審議会委員の構成等は、合併までに調整する。	1 審議会は15人以内で組織する。 ・学識経験のある者..... 5人以内 ・市議会議員..... 3人以内 ・関係行政機関の職員又は鹿児島県の職員..... 3人以内 ・本市に住所を有する者..... 4人以内  2 任期..... 2年

参考資料(各市町現況)

1. 都市計画の決定・都市計画審議会(都市計画審議会について)

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
委員の構成(15人以内) ・学識経験のある者 ・市議会議員 ・関係行政機関の職員もしくは 鹿児島県の職員 ・本市に住所を有する者 任期.....2年	委員の構成(10人以内) ・学識経験のある者 2人以内 ・町議会の議員 4人以内 ・関係行政機関の職員 2人以内 ・本町に住所を有する者 2人以内 任期.....2年	町都市計画審議会の設置なし。 鹿児島県都市計画審議会に付議す る。	委員の構成(11人以内) ・識見を有する者 4人以内 ・本町の議会の議員 5人以内 ・関係行政機関又は県の職員 2人以内 任期.....2年
霧島町	隼人町	福山町	
該当なし(都市計画区域無し)	委員の構成(13人以内) ・学識経験のある者 3人以内 ・本町の議会の議員 3人以内 ・関係行政機関の職員又は県の職員 3人以内 ・本町の住民 4人以内 任期.....2年	委員の構成(10人以内) ・学識経験のある者 2人以内 ・町議会の議員 4人以内 ・関係行政機関の職員 2人以内 ・住民を代表する者 2人以内 任期.....2年	

霧島市市章検討小委員会の協議の経過及び結果について

霧島市市章検討小委員会の第3回会議を7月26日に開催したので、霧島市市章検討小委員会設置規程第9条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

平成17年8月4日提出

始良中央地区合併協議会  
霧島市市章検討小委員会  
委員長 林 麗子

記

別紙、第3回霧島市市章検討小委員会協議報告書のとおり

### 第3回霧島市市章検討小委員会協議報告書

- ・開催日時 平成17年7月26日(火)午後1時30分から午後2時30分
- ・開催場所 国分シビックセンター議会棟3階全員協議会室
- ・出席委員 委員15名のうち14名出席

#### 1 応募作品の絞込み作業(5点以内)について

市章候補作品選定スケジュールに基づき、7月21日開催の第37回合併協議会に報告した市章候補作品16点の中から5点以内に絞り込む方法等について、協議を行った。

まず、市章候補作品16点について、他の公共団体等のシンボルマークと類似する作品がないか、インターネットを通じての調査、地方公共団体総覧での調査を行った結果をうけて協議を行った。

協議の結果、同一作品として分類すべき作品はないことの確認を行い、市章候補作品16点の中から、5点以内に絞り込むことに決定した。

次に、具体的な5点以内への絞込み作業の方法について協議した結果、委員一人につき5点を選び、その選んだ応募作品番号を選考用紙に、それぞれ記載する投票方式を採用することに決定し、その集計結果をもとに協議することに決定した。

投票の終了後、集計結果をもとに協議した結果、得票数の多い順に上位の作品5点を採用候補作品とすることに、全会一致をもって決定した。決定された5点の作品番号は、次の通りである。(5点の作品デザインは、別紙の通り。)

委員会で協議決定した採用候補作品 5点の作品番号(受付番号順)				
543	713	1405	2729	2880

#### 2 協議会への報告について

上記1の決定事項については、8月4日開催の第38回合併協議会に委員長が報告することを確認した。

以上、第3回霧島市市章検討小委員会の報告とします。

平成17年8月4日

始良中央地区合併協議会  
霧島市市章検討小委員会  
委員長 林 麗子

## 霧島市市章最終候補作品

受付番号	デザイン	白黒版	デザインの趣旨
543			<p>キを人に見立てています。緑は自然、青は歴史・文化を表し、左右に伸びる手は未来・発展を表現しています。</p>
713			<p>霧島連山と「K」がモチーフ。上から「花は霧島」の花と夢と元気と霧島連山。緑で山々と豊かな平野部。紺で水清き天降川。下の紺で波静かな錦江湾。全体に躍動感をつけて雄大な自然と市民が融合し世界へ躍進する霧島市を表現した。</p>
1405			<p>霧島市の頭文字「き」をモチーフに、豊かな緑と水に抱かれて未来へ躍進する新市の姿を表現。「緑」は自然・文化、「青」は清流・悠久の歴史、創造力、「白」は霧島連山及び市民の呼応隆・先進性・発展を象徴。</p>
2729			<p>霧島市の「き」を雄大な自然の緑と風を動きのある流れで表現してシンボル化しました。</p>
2880			<p>「世界にひらく」を青空と太陽で描き、「人と自然・歴史・文化がふれあう」を霧島山で表現し、霧島市の頭文字Kの形にまとめました。緑色で人と自然を、青色で歴史を、ツツジをイメージさせる紅色で文化をあらわしています。</p>

新市の市章について（協定項目20）

新市の市章は、応募作品の中から霧島市市章検討小委員会において選定された霧島市市章候補作品5点（別紙）の中から、採用作品1点を決定することについて、協議を求める。

平成17年8月17日

始良中央地区合併協議会  
会長 鶴丸 明人